

A 取締役、監査役等の「就任」の登記申請には本人確認証明書が必要です

株式会社の設立の登記、取締役、監査役等の「就任」（再任を除く）による変更の登記の申請書には、今までの添付書類に加えて、就任する取締役等の印鑑証明書を添付する場合を除き、就任承諾書に記載された取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された公的証明書（本人確認証明書）の添付が必要になります。※平成27年2月27日から変更

《「本人確認証明書」の例》

- 1 住民票記載事項証明書（住民票の写し）個人番号が記載されていないものを使用してください。
- 2 戸籍の附票
- 3 マイナンバーカード（住所が記載されているもの）のコピー（裏面はコピーしない）＊
- 4 住基カード（顔写真付きのもの）のコピー（裏面もコピーする）＊
- 5 運転免許証のコピー（裏面もコピーする）＊

＊3～5は、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印する必要があります。

就任する取締役等が外国人である場合、あるいは海外に居住する日本人である場合の本人確認証明書については、法務局にお尋ねください。

◎対象となる会社・法人は

- ◆株式会社◆有限会社◆一般（公益）社団・一般（公益）財団法人◆投資法人
- ◆特定目的会社

★★★大阪法務局では、商業・法人の登記手続に関する相談については、
「登記相談予約制」を導入しております。

登記相談の御予約は、お電話で・・・。

詳細は大阪法務局ホームページへ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/300129toukisoudanshougyouhoujin.pdf>

登記相談予約制の申込先電話番号及び受付時間を公開中